

令和6年10月3日

発 言 者	発 言 要 旨
石塚委員	山形県みんなにやさしいまちづくり条例は、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、全ての人が個人として尊重されるまちづくりを目指す趣旨のものだが、同条例の運用状況はどうか。
地域福祉推進課長	同条例は、平成11年10月に山形県福祉のまちづくり条例として制定され、バリアフリー法の改正等を受け、20年3月に現行の名称の条例に改正された。同条例では、ある一定水準の床面積を持つ病院、飲食店、スーパー、映画館、学校等の生活関連施設の建築においては、構造や設備の整備に関する事項を知事に届け出るものとし、高齢者、障がいのある方、要配慮者が利用しやすい建物の整備を進めている。
石塚委員	平成20年3月以外にも改正されているが、どのような内容か。
地域福祉推進課長	例えば、建築基準法の改正を受けた条文の修正等がある。
石塚委員	同条例の制定から約25年、同条例に基づいた山形県福祉のまちづくり整備マニュアルの策定から約15年が経過しており、その間、障がい者等への配慮の考え方が変わり、バリアフリー設備の技術も進歩している。マニュアルの見直しが必要と考えるがどうか。
地域福祉推進課長	マニュアルは建物を整備するに当たっての基準を分かりやすく解説するものであり、県ホームページ等で紹介している。策定から相当の年数が経過しており、現状に即した内容であるかを改めて確認し、見直しを進めていきたい。
石塚委員	例えば、トイレの水栓器具について、マニュアルではどのように示しているか。
地域福祉推進課長	マニュアルでは、レバー式と感知式の2種類の水栓器具のイラストを掲載している。
石塚委員	現在は、その他の種類の水栓器具も出ている。条例の中に、導入すべき器具を具体的に示している他県の事例もあるため、条例の見直しの必要性を含めて検討してほしい。
石塚委員	本県で唯一のラムサール条約登録湿地である鶴岡市の大山上池・下池は、自然学習のフィールドとしてだけでなく、同池で収穫するサマライレンコンを地元で食べる文化もあり、活用のポテンシャルが高い。県としても大山上池・下池及び鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」を更に活用していくべきと考えるがどうか。
みどり自然課長	県では、東北の日本海側で唯一の同条約登録湿地である同池の希少性を理解しており、同池を含む庄内海浜地域を県立自然公園に指定した上で保護規制を設けている。具体的な県の関わり方として、農林水産部では遊歩道や休憩施設を整備するほか、環境エネルギー部では「ほとりあ」での体験交流活動に対してやまが

発 言 者	発 言 要 旨
	た緑環境税を活用して支援している。今後も、指定管理者と意見交換を行い、様々な活用手法について検討していきたい。
石塚委員	第4次山形県総合発展計画実施計画（R2～R6）の進捗状況として、環境学習・環境保全活動への参加者数の直近値は、計画策定時よりも実績が下回ったとの報告があったが、実績はどのように取りまとめられたものか。実績には「ほとりあ」の利用者も計上されているのか。
環境企画課長	参加者数の実績は、県環境科学センターが実施する環境教育への参加者のほか、民間を含む関係団体等が行う環境教育への参加者もカウントして取りまとめたものである。やまがた緑環境税を活用して「ほとりあ」が取り組む同池や周辺地域での環境教育活動等への参加者1,941人も実績に計上している。
石塚委員	「ほとりあ」は環境学習の場として非常に有効な施設であり、計画の目標値を達成するためにも更に活用を進めてほしい。
石塚委員	先般、保育現場の様々な課題について本委員会と保育三団体（山形県保育協議会、山形県民間立保育協議会、日本保育協会山形県支部）で意見交換を行った。保育団体からは、本県の保育士修学資金貸付制度の貸付期間は最長2年であり、保育士を希望する四年制大学の学生もいるため制度の見直しが必要ではないかとの意見があったが、県の考えはどうか。
子ども成育支援課長	県では平成28年度から山形県社会福祉協議会を実施主体に同制度を導入している。同制度は国の実施要綱に基づき実施するものであり、要綱で貸付期間は最長2年と運用が定められている。こども家庭庁の令和7年度予算の概算要求に同制度を拡充する内容が盛り込まれているため、状況を注視し、今後の予算措置を検討していきたい。
石塚委員	保育現場は人材不足が課題であり、有料の人材紹介会社を活用する場合の紹介料は約100万円との話を聞いた。民間の活動を制限することはできないが、このような現状に対する県の所感はどうか。
子ども成育支援課長	県内の保育団体が行ったアンケート調査を通じて、回答した93施設の約15%に当たる14施設で人材紹介会社を活用しており、紹介料の金額が人材の質に見合っていない、短期間で離職したなどの課題もあると理解している。一人当たりの紹介料は、保育士の年収の20～40%の100万円弱が相場と聞いている。人材紹介会社を活用するための支援について要望を受けたが、人材紹介会社への直接的な支援になること、補助金の活用の有無によって保育施設間で不公平が生じることなど課題が多く、慎重な判断が必要である。職員の確保に苦慮している話は聞いており、保育の仕事をあっせんしている県福祉人材センターの周知や登録・活用を促していきたい。
石塚委員	保育現場では発達障がいを持つ子どもに関する研修のニーズが高く、開催回数や開催場所を増やしてほしいとの要望があるが、県の考え方はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
子ども成育支援課長	現在、県では、国が指定する乳児保育、幼児保育、障がい児保育、保護者支援等の全7分野を対象に、無償で受講可能なキャリアアップ研修を実施している。複数分野に渡って規定の時間を超えて受講した場合には、処遇改善加算の対象となる。現在、オンライン研修が主流となっているが、受講分野や受講形態の希望を調査した上で定員等を調整している。障がい児保育分野の対面開催は1回のみとなるが、オンライン開催は1か月半の間で都合の良い時間帯に受講できるようにしている。
石川(渉)委員	今回の補正予算案には、低所得世帯に対する冬季の灯油購入費の助成が計上されている。現在、県は市町村と連携して世帯当たり5,000円を助成しているが、今回の支援の目的は何か。
地域福祉推進課長	灯油に限らずエネルギー全般の価格が高騰しており、低所得世帯の生活負担を軽減するため、現在の世帯当たり5,000円の助成に加え、臨時的な措置として、県単独で2,500円の上乗せ支援を行うものである。
石川(渉)委員	助成対象となる世帯数の見込みはどうか。
地域福祉推進課長	5万8,363世帯である。
石川(渉)委員	非常に多くの世帯が対象となる。生活保護世帯は対象に含まれるのか。
地域福祉推進課長	対象としていない。
石川(渉)委員	令和5年9月の一般質問で生活保護世帯の取扱いについて質問し、当時の健康福祉部長からは、生活保護世帯については生活扶助の冬季加算が支給されることから支援の対象から除いているとの答弁があった。生活扶助の冬季加算の詳細はどうか。
地域福祉推進課長	冬季加算は10月から4月までの期間における暖房費や燃料費の掛かり増し分に対して支給するものである。
石川(渉)委員	冬季加算について直近の制度変更はあったか。
地域福祉推進課長	直近5年では額の改定はない。本県の場合、世帯1人当たり9,030円である。
石川(渉)委員	灯油価格の直近の推移を把握しているか。
地域福祉推進課長	資源エネルギー庁の報告によれば、9月15日現在の店頭価格は18リットル当たり2,032円である、令和5年度は2,000円を下回る時期があったことを考えれば、高い価格帯で推移している状況と捉えている。
石川(渉)委員	令和2年頃は1,300円台で購入することができたが、4年経って700円近く高騰している。先ほどの答弁のとおり、生活保護世帯に対する冬季加算の額は直近5年で改定されていない。今回の灯油価格の高騰に対する助成は、生活保護世帯

発 言 者	発 言 要 旨
地域福祉推進課長	も対象に含めて支援するべきではないか。
石川（渉）委員	灯油に限らず食料品等の物価高騰が続く中、生活保護世帯への支援は重要と認識している。物価高騰への支援として、国では月額1,000円の臨時的な加算を令和5年10月から2年間行う見直しがなされた。
石川（渉）委員	月額1,000円の加算は承知しているが、物価高騰への支援に対するものであり、冬の生活に係る支出に対して加算される性質のものではない。冬季加算の額に変更がないのであれば、今回の事業の対象世帯を少しでも拡充するよう検討してほしい。
子ども成育支援課長	放課後児童クラブ推進事業費の補正予算案の詳細はどうか。
石川（渉）委員	今回の補正予算案は、常勤の放課後児童支援員を2人以上配置した場合の補助基準額の創設を受けて対応するものである。補助基準額は、一例として、児童数36人から45人以下、年間開所日数250日以上で655万2,000円となる。これは、常勤・非常勤を問わず2人以上配置した場合の486万8,000円よりも168万4,000円高い。
子ども成育支援課長	補助割合は国・県・市町村ともに1/3であるが、県内市町村の事業実施の見込みはどうか。
石川（渉）委員	県内市町村に所要額調査を行っているが、公表を前提としていないため具体的には答えられない。市町村数で言えば、25市町村で実施を検討している。
子ども成育支援課長	補正予算案として議会に提出する以上、市町村名を具体的に言えるようにしてほしい。実施しない市町村は、どのような理由から実施しないのか。
石川（渉）委員	実施しない市町村からは「待機児童解消のため整備に力を入れる」、「支援員の負担軽減を検討する」などの声を聞いている。支援員の配置に関する補助区分の何を活用するかは市町村の判断であり、県では市町村の考え方を尊重していくことになる。
子ども成育支援課長	市町村の判断ではあるが、全市町村が実施できるよう努めてほしい。今後、新たに市町村で事業を実施する場合、県では補正予算で対応するのか。
石川（渉）委員	新たに市町村で事業を実施する場合は、補正予算での対応を検討していく。
子ども成育支援課長	本委員会の現地調査で児童養護施設「双葉荘」を訪問した際、職員の配置基準を満たしているが、手が回らないとの話を聞いた。児童養護施設では、発達障がい児等の様々な対応が必要な児童の入所が増えている中、専門的な知識を持つ職員が不足しており、十分な支援を行うことが難しい状況である。配置基準の拡充や措置費の増額を国に求めているとの要望が県にも提出されているが、県の検討状況はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
子ども家庭福祉課長	県では国の基準に基づき支援しているが、入所児への対応に困難が生じている状況も理解しており、柔軟な配置ができるよう、政府の施策等に対する提案で要望している。今後、国の対応を注視していくが、引き続き、国に働き掛けていきたい。
石川（渉）委員	国への要望に加え、県による支援も検討してほしい。 現在、部活動の地域移行に伴い、校外クラブで活動する入所児童もいる。校外クラブでの活動は措置費に算入されるのか。
子ども家庭福祉課長	児童養護施設に入所している児童の部活動に対しては、国の措置費の交付要綱に基づき、施設が支出する様々な経費に対して支援が行われている。教育費の中に部活動費が設けられており、部活動を行う児童が必要な道具代や遠征費等の経費は支援対象とされる。ただし、本県では部活動の地域移行を進めているところであり、校外クラブでの活動に係る費用が部活動費の対象となるのか、現在、国に確認を行っている。
石川(渉)委員	入所児童が自由に部活動を選べる環境を整えていくことが重要である。部活動費として認められない場合、今後、県として支援を検討していくのか。
子ども家庭福祉課長	まずは、部活動の地域移行に係る本県の取組み等をしっかりと国に示していく、国の回答を受けて今後の対応を検討していきたい。